

# 記入例

太枠内の項目(住所、氏名(フリガナ)、個人番号、性別、電話番号、生年月日)をすべて記入してください。申請内容に変更があったときは変更届出書の提出が必要となります。

平成 31 年寄附分  
提出日を記入してください。

市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

押印してください。

平成 年 月 日 八千代市長 殿	整理番号	
住 所 千葉県八千代市 大和田新田312-5	フリガナ	ヤチヨ タロウ
	氏 名	八千代 太郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">千代</span>
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
電話番号 047-483-1151	性 別	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">男</span> 女
	生年月日	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">昭</span> ・大平 42 . 1 . 1

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附年月日と寄附金額を記入してください。

## 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 31 年 1 月 1 日	10,000 円

## 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>(注) 地方税法附則第7条第1項と見込まれる者をいいます。</p> <p>(1) 地方団体に対する寄附金の申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者</p> <p>(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者</p>	該当する者による
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>(注) 地方税法附則第7条第2項の特例対象年の1月1日からその年の12月31日までの間の長さが5年以下であること</p>	ワンストップ特例申請による寄附先の地方団体数が5団体以下であると見込まれる場合にチェックをしてください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組みです。

※ワンストップ特例の申請をした方が、医療費控除などにより確定申告や住民税申告を行った場合や、5団体を超過する地方団体に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請はすべて無効となります。その場合は、寄附金の申告を忘れずに行ってください。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）